

A 市長室からお答えします

街灯を設置してほしい場合は

Q 私が通勤に使う駅から自宅までの道には、街灯が少ない場所があります。夜は辺りが真っ暗になるので、一人で歩いて帰るときに不安です。街灯を設置してください。

A 街灯には防犯灯と道路照明灯があります。防犯灯は歩行者の安全確保・犯罪防止を目的として、自治会や町内会などが通学路や住宅内道路に設置しているものです。市では、一定の要件を満たす場合に設置費用と維持管理費用の一部を補助しています。自分の住んでいる地域に防犯灯を設置してほしいときは、その地域の自治会や町内会などに直接相談してください。また、通勤・通学に使う道など、自宅から離れた地域への防犯灯設置については市から該当する自治会へ要望を伝えますので、交通防犯課(市役所2階 ☎20-1527)に連絡してください。

道路照明灯について

道路照明灯は「道路照明設置基準」に基づき、主に幹線道路や

交差点などに設置されています。道路照明灯について何か気付いたことがあったら、下記の問い合わせ先に連絡してください。
 ○国道51号…千葉国道事務所酒々井出張所(☎043-496-5171)
 ○その他の国道・県道…成田土木事務所(☎26-4831)
 ○市道…道路管理課(市役所5階 ☎20-1551)

※くわしくは各問い合わせ先へ。



消費生活相談Q&A

電話回線の切り替えに伴う勧誘に注意

Q NTTの代理店を名乗る業者から「NTTの電話回線がIP網に切り替わり、現在の固定電話を引き続き使うには工事が必要になる。今のうちに光電話に変更しないか」という電話がありました。工事をしないと固定電話は使えなくなるので



しょうか。また、光電話にしたほうが良いのでしょうか。

A NTTでは令和6年以降、現在の電話回線からIP網(インターネットを利用した通信システム)への切り替えを予定しています。切り替えに伴う手続きや工事は必要なく、現在の固定電話も引き続き使用することができます。

電話回線の切り替えに伴って、光電話の勧誘・契約に関するトラブルが増えています。内容がよく分からず不安に思った場合には、消費生活センター(☎23-1161)へ相談してください。

また、NTTでは電話回線の切り替えに関する問い合わせ先としてフリーダイヤルを設けています。

問い合わせ先=☎0120-815-511

受付時間=午前9時~午後5時(携帯電話・PHSからも利用可)

光電話とは

光ファイバーケーブルを利用した電話サービスのことで、インターネットを光回線にした場合に、オプションとして利用することができるサービスのため、電話単独での利用はできません。

光電話にすると通話料金が安くなるなどのメリットがありますが、停電時に使えなくなるというデメリットもあります。契約を検討している場合には、自分のインターネットの利用状況やサービスの内容、料金などをよく確認してください。

※くわしくは消費生活センターへ。

国民健康保険の高額療養費制度

医療費が高額になったときに

1カ月の自己負担額が限度額を超えたとき

高額療養費制度は、国民健康保険加入者が同じ月内に同じ医療機関(入院・外来・歯科は個別に計算)で限度額を超える自己負担額を支払ったとき、その超過分が後で払い戻される制度です。

70歳以上の人の限度額と計算方法については下表の通り区分されています。70歳未満の人の限度額と計算方法については保険年金課へお問い合わせください。

支給対象世帯には「該当通知書」を郵送

高額療養費が支給される世帯には、通常、受診の2カ月後に該当通知書を郵送します。この通知を受け取ったら、印鑑、医療費の領収書(病院などが発行した物)、世帯主の振込先口座が分かる物、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナ



所得区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みⅢ 課税所得690万円以上	25万2,600円(総医療費が84万2,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は14万100円))	
現役並みⅡ 課税所得380万円以上 690万円未満	16万7,400円(総医療費が55万8,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は9万3,000円))	
現役並みⅠ 課税所得145万円以上 380万円未満	8万100円(総医療費が26万7,000円を超えた場合は、その分の1%を加算。 (4回目以降は4万4,400円))	
一般	1万8,000円 (年間上限*1 14万4,000円)	5万7,600円 (4回目以降は4万 4,400円)
低所得(非課税)	Ⅱ	2万4,600円
	Ⅰ	1万5,000円

*1 8月から翌年7月までの1年間

ンバーの通知カード、本人確認ができる物(運転免許証、パスポート、写真付きの住民基本台帳カードなど)、該当通知書を持って保険年金課(市役所1階)または下総・大栄支所で申請してください。支払いは、後日郵送する「高額療養費支給決定通知書」で確認してください。

「限度額適用認定証」で窓口負担を自己負担限度額までに

医療機関で限度額適用認定証を提示することにより、窓口での負担が自己負担限度額までになります。

限度額適用認定証の交付を受けられるのは、国民健康保険税の滞納がなく、所得申告が済んでいる人です。希望する人は、印鑑、保険証、世帯主と対象者のマイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、本人確認ができる物を持って保険年金課または下総・大栄支所で申請してください。なお、70歳以上の「現役並みⅢ」と「一般」の人については、認定証の交付は不要です。

※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

海外居住者の国民年金

希望に応じて加入できます

国民年金に加入している人が海外に転出した場合、国民年金の資格を喪失することになります。海外に住むことで国民年金に加入しなかった期間は、将来、年金を受けようとするときの受給資格期間に算入されますが、年金額には反映されません。これに対し、受け取る年金額を増やしたい、万が一の場合に

障害基礎年金などが保障されるようにしたい、と希望する人は、引き続き国民年金に加入(任意加入)することができます。

手続きは保険年金課(市役所1階)で行えます。

ただし、任意加入者には、保険料免除制度や学生納付特例制度は適用されませんので注意してください。

※くわしくは保険年金課(☎20-1547)へ。